

評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団（以下「本財団」という。）の定款第18条及び第34条並びに第35条第3項の規定に基づき、評議員、役員、顧問及び参与の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第13条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第28条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 顧問及び参与は、定款第35条に規定する顧問及び参与をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 本財団の評議員、役員、顧問及び参与は、無報酬とする。

(公表)

第4条 本事業団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団の設立の登記の日（平成23年9月1日）から施行する。